

○浪江町行政財産使用料条例

(平成元年 12 月 26 日条例第 47 号)

改正 平成 9 年 3 月 21 日条例第 7 号 平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号

(使用料の徴収)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、他の条例に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

第 2 条 使用料の額は、電柱(支柱、支線柱、支線等を含む。)、鉄塔等を設置するために使用する場合にあっては別表第 1、その他のために使用する場合にあっては別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定による使用料の額が近傍類似地の当該行政財産と類似する財産に係る賃借料と比較して著しく均衡を失うときは、同項の規定にかかわらず、町長は、別に使用料の額を定めることができる。

(使用料の免除)

第 3 条 町長は、行政財産の使用の許可を受けた者が、当該行政財産を公用、公共用若しくは公益事業の用に供し、又は町職員の福利厚生のための施設の用に供する場合において、使用料を徴収することが適当でないとき、使用料の全部又は一部を免除することができる。行政財産の使用の許可が一時的使用に係るものである場合においても、また、同様とする。

(使用料の徴収方法)

第 4 条 使用料は、納入通知書により、徴収する。

(使用料の不返還)

第 5 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第 238 条の 4 第 9 項の規定により町において公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより行政財産の使用の許可が取り消された場合において、既納の使用料の額が当該使用の許可の日から当該使用の許可の取り消しの日までの期間につき算出した使用料の額(使用料の額が年額により定められているものについては、当該使用の許可の日の属する月から当該使用の許可の取消しの日までの期間につき算出した使用料の額)を超えるときは、その超える額の使用料は、返還する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第7号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浪江町行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日条例第2号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 山林

種類	単位	年額
裸線又は被裸線	本柱1本	1,210円
ケーブル	本柱1本	870円

2 山林以外の土地

種類	単位	年額			
		田	畑	宅地	その他
本柱	本柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本	3,740円	3,460円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本	1,870円	1,730円	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本	1,870円	1,730円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個	3,740円	3,460円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円

3 土地に定着する建物その他の工作物

線路を支持する場所1箇所 1,500円

備考

- 1 この表の種類により難しいもの又はこの表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、その都度町長が定めるところによる。

- 2 この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、期間につき1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月に満たない端数があるときは、1月として計算するものとする。

別表第2(第2条関係)

区分	使用の種類	使用料
土地	建物の敷地として使用する 場合	次の算式により算出される額 $\text{町有財産台帳価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積} / \text{町有財産台帳面積} \times 100 \times 365 (\text{又は } 366)$
	水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を敷設するために使用する 場合	管類の長さ1メートル1年につき 外径が1メートル未満のもの 480円 外径が1メートル以上のもの 950円
	掲示板、広告板等を設置するために使用する 場合	表示面積1平方メートル1年につき 4,400円
建物		町有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)により算出される額 町有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式 (1)及び(2)により算出される額の合計額 (1) $(\text{町有財産台帳価額} \times 6 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}) / (\text{町有財産台帳面積} \times 100 \times 365 (\text{又は } 366))$ (2) $(\text{当該土地の所有者に対して町が支払うべき地代} \times \text{当該建物の使用許可日数} \times \text{当該建物の使用許可面積}) / (\text{当該土地の借入日数} \times \text{当該建物の延べ面積})$

備考

- この表の種類により難いもの又はこの表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、その都度町長が定めるところによる。
- この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、面積、期間又は長さにつき、その計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算するものとする。ただし、期間につき、年単位のものに1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算するものとし、1月に満たない端数があるときは、1月として計算するものとする。